

令和元年6月2日

川崎市総合福祉センターの利用再開について

緊急事態宣言により休館としていましたが、宣言の解除に伴い、利用を再開いたします。

1 利用再開時期

6月1日から再開

ホールの新規利用申込は6月15日の利用分からとなります。

2 利用対象施設

全ての施設（ホール、大会議室、第1～3会議室、和室）

全ての時間区分（AM、PM、夜間）

3 利用定員の制限

規模の大きいホールと大会議室は定員の3分の1以下、その他の会議室等は2分の1以下に利用者数を制限する。

ホール	（定員923人）	300人まで
第1楽屋	（定員30人）	15人まで
第2楽屋	（定員20人）	10人まで
第3楽屋	（定員20人）	10人まで
大会議室	（定員180人）	60人まで
第1会議室	（定員10人）	5人まで
第2会議室	（定員10人）	5人まで
第3会議室	（定員60人）	30人まで
和室	（定員15人）	7人まで

将来、段階的に緩和はありえますが、今はこの人数までの御利用でお願いします。

4 利用に際してのお願い

自宅で検温を行い、37.5度以上の発熱がある場合や、息苦しさ、倦怠感、咳、頭痛等、体調に不安のある方は利用を御遠慮ください。体調がすぐれない様子の方には、声掛けをさせていただくことがあります。

マスク着用、咳エチケットに御配慮ください。

手指消毒のアルコール等の消毒液は会場に用意していますが、主催者が参加者分を御用意ください。会議室と和室の机は、使用后、主催者がアルコール等の消毒液を用意して消毒してください。

1階と7階の給湯器は使えますが、ポットや茶碗の準備はありません。

2階の喫煙室は利用できません。

密集しないよう、人と人との間隔を開けてください。近距離での会話は避けてください。また、受付時刻と開始時刻の十分な間隔の確保や利用終了後の速やかな退出による滞在時間の短縮に努めてください。

密閉空間を避けるため、ホールや会議室等の扉や窓をできる限り開放して換気を行ってください。換気中は外部への音漏れに御配慮ください。

大きな声を発することや、接触を伴う活動は避けてください。演劇、合唱、管楽器による演奏等で汗などが床に飛散する場合は、使用后、主催者がアルコール等の消毒液を用意して消毒してください。

手渡しによる、資料・チラシ等の配布は最低限に留めてください。

主催者は、参加者の名簿（氏名、電話番号）を作成して保管してください。全ての参加者を特定することができない場合でも、可能な限り把握に努めてください。名簿はセンターへの提出の必要はありませんが、3週間程度は保管してください。

感染者の発生又は感染が疑われる方の利用が判明したときは、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、指示に従ってください。

感染予防対策が困難な催しについては、無理せず中止を含めて御検討ください。

※ 緊急事態宣言の解除に伴い、利用を再開しますが、新型コロナウイルスが根絶されたわけではありません。地域の感染状況等によっては、再度の緊急事態宣言も考えられ、更なる利用制限や休館もありえます。また、状況が改善すれば利用制限の緩和もありえます。ホームページにより情報を御確認ください。